

科学技術・学術審議会関係法令等

目次

科学技術・学術審議会関係法令等	1
1. 文部科学省設置法(抄)	1
2. 科学技術・学術審議会令	2
3. 科学技術・学術審議会運営規則	5
4. 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則	7
科学技術・学術審議会運営規則第3条第5項に基づき研究計画・評価分科会に付託された事項について	9
科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の公開の手続きについて	10
科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会における部会・委員会の設置について	12
脳科学委員会の設置について	14
研究計画・評価分科会における評価の実施について	15
研究計画・評価分科会における審議の効率化について	19
第7期科学技術・学術審議会組織図	20

科学技術・学術審議会関係法令等

1 文部科学省設置法（抄）

（平成十一年七月十六日法律第九十六号）

第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 科学技術の総合的な振興に関する重要事項

ロ 学術の振興に関する重要事項

二 前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。

三 文部科学大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。

四 測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。

五 前二号に規定する事項に関し、文部科学大臣又は関係各大臣に意見を述べること。

六 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

2 科学技術・学術審議会令

(平成十二年六月七日政令第二百七十九号)

内閣は、文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(組織)

第一条 科学技術・学術審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
研究計画・評価分科会	1 科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成及び推進に関する重要事項を調査審議すること。 2 科学技術に関する研究及び開発の評価に係る基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する重要事項を調査審議すること。 3 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項（前二号に掲げる事務に係るものに限る。）を調査審議すること。
資源調査分科会	資源の総合的利用に関する重要事項（他の府省の所掌に属するものを除く。）を調査審議すること。
学術分科会	学術の振興に関する重要事項を調査審議すること。
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。
測地学分科会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。
技術士分科会	1 技術士制度に関する重要事項を調査審議すること。 2 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務（学術分科会に係るものを除く。）について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、文部科学省科学技術・学術政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、研究計画・評価分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課において、学術分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局政策課において文部科学省研究振興局振興企画課の協力を得て、海洋開発分科会に係るものについては文部科学省研究開発局海洋地球課において、測地学分科会に係るものについては文部科学省研究開発局地震・防災研究課において、技術士分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課において処理する。

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一五年三月二八日政令第九八号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二六日政令第一八九号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

3 科学技術・学術審議会運営規則

(平成13年2月16日 科学技術・学術審議会決定、平成19年2月1日一部改正、平成23年5月31日一部改正、平成25年2月19日一部改正)

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(審議会)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(分科会)

第3条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会長は、分科会の所掌事務について諮問があったときは、その調査審議を分科会に付託することができる。

4 前項の規定により分科会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

5 会長は、次の表の左欄に掲げる事項については、その調査審議をそれぞれ同表の右欄に掲げる分科会に付託するものとし、分科会の議決をもって審議会の議決とする。

事 項	分 科 会
科学技術振興調整費及び科学技術戦略推進費の実施課題の評価に係る事項	研究計画・評価分科会
科学研究費補助金の配分のための審査及び評価に係る事項	学術分科会
1. 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定により審議会の権限に属させられた事項 2. 技術士試験の試験方法及び実施に関する事項 3. 技術士試験の試験科目及び受験資格（試験科目の免除を受ける資格を含む。）に関する事項	技術士分科会

6 前2項の規定により分科会の議決をもって審議会の議決としたときは、分科会長は、次の審議会にその内容を報告するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(審議会に置かれる部会)

第4条 審議会に置かれる部会（以下「部会」という。）の名称及び所掌事務は、会長

が審議会に諮って定める。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 部会の所掌事務について諮問があったときは、会長は、その調査審議を当該部会に付託することができる。
- 5 前項の規定により部会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 6 前項の規定により部会の議決をもって審議会の議決としたときは、部会長は、次の審議会にその内容を報告するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(委員会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。
- 3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから会長の指名する者が、これに当たる。
- 4 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
- 5 委員会の会議は、主査が招集する。
- 6 主査は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 主査は、委員会における調査の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 会長の選任その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前2号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、審議会において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

第7条 会長は、審議会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 審議会が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、会長が審議会の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

4 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則

(平成13年2月27日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会決定、平成19年2月6日一部改正、平成23年2月15日一部改正)

第1条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号。）及び科学技術・学術審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 分科会は、委員及び臨時委員の合計25名程度で組織する。

第3条 分科会に置かれる部会（以下「部会」という。）の名称及び所掌事務は、分科会長が分科会に諮って定める。

2 部会の会議は、部会長が招集する。

3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 分科会長は、科学技術・学術審議会運営規則第3条第3項または第5項により分科会に付託された事項の調査審議をその内容に応じて関係する部会に付託することができる。

5 前項の規定により部会に付託された事項であって、科学技術・学術審議会運営規則第3条第4項又は第5項の規定により分科会の議決をもって審議会の議決とする事項については、分科会が特に分科会の議決を経る必要があると認めた場合を除き、部会の議決をもって分科会の議決とする。

6 前項の規定により部会の議決をもって分科会の議決としたときは、部会長は、次の分科会にその内容を報告するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第4条 分科会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、分科会長が指名する。

3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから分科会長の指名する者が、これに当たる。

4 主査は、当該委員会の事務を掌理する。

5 委員会の会議は、主査が招集する。

6 主査は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。

7 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 主査は、委員会における調査の経過及び結果を分科会に報告するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

第5条 分科会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

一 分科会長の決定その他人事に係る案件

二 行政処分に係る案件

三 前2号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、分科会において非公開とすることが適当であると認める案件

第6条 分科会長は、分科会の会議の議事録を作成し、分科会所属の委員及び臨時委員に諮った上で、これを公表するものとする。

2 分科会が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、分科会長が分科会所属の委員及び臨時委員に諮った上で、当該部分の議事録を非公表とすることができる。

第7条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

科学技術・学術審議会運営規則第3条第5項に基づき
研究計画・評価分科会に付託された事項について

平成25年3月4日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会

第42回科学技術・学術審議会（平成25年2月19日開催）にて、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に付託された下記事項の調査審議については、当分科会運営規則（平成13年2月27日分科会決定）第3条第4項の規定に基づき下記部会に付託するものとし、同第3条第5項の規定に基づき原則として同部会の議決をもって当分科会の議決とする。

記

事項：科学技術振興調整費及び科学技術戦略推進費の実施課題の評価に係る事項

部会：研究開発評価部会

以上

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の公開の手続について

平成15年5月28日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
(平成23年2月15日一部改正)
(平成25年3月4日一部改正)

科学技術・学術審議会令第11条、科学技術・学術審議会運営規則第3条第7項及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第7条に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の公開の手続について、以下のように定める。

1. 会議の日時・場所・議事を開催の原則1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> の報道発表の一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。
2. 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ①一般傍聴者については開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局計画官付）に登録する。
 - ②基本的には先着順に傍聴者を決定する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし（撮影のために会議冒頭のみ入場する報道関係者を除く。）、開催前日17時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局計画官付）に登録する。
 - (3) 委員関係者、各府省関係者
委員関係者、各府省関係者については、開催前日17時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局計画官付）に登録する。
3. 会議の撮影、録画、録音について
 - (1) 傍聴者は、分科会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
 - (2) 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
 - ①会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、分科会長又

は事務局の指示に従うものとする。

- ②スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
 - ③撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
- (3) 分科会の記録は、委員確認済みの議事録をもって公式の記録とする。

4. その他

- (1) 傍聴者が、会議の進行を妨げていると分科会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、分科会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場する事を禁止する。
- (2) 傍聴者数については、会場の都合により人数を制限する場合がある。
- (3) その他、詳細は分科会長の指示に従うこととする。

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会における部会・委員会の設置について

平成 25 年 3 月 4 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会

1. 科学技術・学術審議会令第六条第 1 項の規定に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に以下の部会を設置する。なお「研究計画・評価分科会における部会の設置について」（平成 24 年 3 月 30 日決定）は廃止する。

名 称	調査審議事項
研究開発評価部会	研究及び開発に関する評価のあり方、並びに科学技術振興調整費及び科学技術戦略推進費の実施課題の評価に係る事項等に関する調査審議を行う。
地球観測推進部会	「地球観測の推進戦略」を踏まえて、関係府省・機関の緊密な連携・調整の下で、地球観測の推進に関する重要事項の調査審議を行う。
宇宙開発利用部会	文部科学省における宇宙の開発及び利用に関する重要事項の調査審議を行う。

2. 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に以下の委員会を設置する。

名 称	調査事項
ライフサイエンス委員会	科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省におけるライフサイエンスに関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。
環境エネルギー科学技術委員会	科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における環境科学技術及びエネルギー科学技術（原子力に係るものを除く）に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。

情報科学技術委員会	科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における情報科学技術に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。
ナノテクノロジー・材料科学技術委員会	科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省におけるナノテクノロジー・材料科学技術に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。
防災科学技術委員会	科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における防災科学技術に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。
航空科学技術委員会	科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における航空科学技術に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。
原子力科学技術委員会	科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における原子力に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。
安全・安心科学技術及び社会連携委員会	科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における安全・安心科学技術及び科学技術と社会との連携・共創の在り方に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。

脳科学委員会の設置について

平成 25 年 3 月 4 日
研究計画・評価分科会
学術分科会決定

1. 設置の趣旨

脳科学に係る研究開発の推進及び評価並びに脳科学に係る学術の振興に関する事項を総合的に調査検討するため、脳科学委員会を設置する。

2. 調査検討事項

- (1) 脳科学研究の基本的構想及び推進方策について
- (2) 脳科学と社会との関係について
- (3) 脳科学研究に関する評価について
- (4) その他、脳科学研究に関する諸課題について

3. 設置の形態

脳科学委員会は、脳科学研究を戦略的に推進するための体制整備の在り方のほか、人文・社会科学との融合、さらには大学等における研究体制等を含めた長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策の調査検討を行うことから、研究計画・評価分科会と学術分科会との合同設置とする。

研究計画・評価分科会における評価の実施について

平成 25 年 3 月 4 日
研究計画・評価分科会

研究計画・評価分科会（以下、「分科会」という）においては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針¹」にのっとり、研究開発課題（以下、「課題」という）の評価について以下のとおり実施する。

1. 評価の区分

(1) 事前評価

① 対象課題

分科会の所掌に属する課題²のうち、以下の課題について実施する。

- ・ 総額（5年計画であれば5年分の額）が10億円以上を要することが見込まれる課題
- ・ 総合科学技術会議が定める科学技術に関する予算等の資源配分に関する方針の対象となる課題のうち、新規課題に該当するもの
- ・ 分科会において評価することが適当と判断されたもの

② 評価の流れ

分科会に設置される分野別委員会（以下「分野別委員会」という）が研究評価計画を策定し、これに基づいて評価を実施し、結果を分科会で決定する。

③ 評価結果の活用

事前評価結果は、文部科学省の政策評価及び概算要求内容の検討等に活用する。

④ 政府予算案を踏まえた評価の見直し

分野別委員会は政府予算案の決定を踏まえ、必要に応じて評価の見直しを実施し、その結果を分科会に報告する。

(2) 中間評価

① 対象課題

事前評価を実施したもののうち、中間評価実施時期に当たる課題について実施する。

② 評価の流れ

分野別委員会が研究評価計画に基づいて評価を実施し、結果を分科会で決定する。

¹ 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成 21 年 2 月 文部科学大臣決定）

² 分野別委員会において策定される研究開発等の推進方策にのっとった課題をいう

③評価結果の活用

中間評価結果は、文部科学省の政策評価及び概算要求内容の検討等に活用する。

④政府予算案を踏まえた評価の見直し

分野別委員会は政府予算案の決定を踏まえ、必要に応じて評価の見直しを実施し、その結果を分科会に報告する。

(3) 事後評価

①対象課題

事前評価を実施したもののうち、事後評価実施時期に当たる課題について実施する。

②評価の流れ

分野別委員会が研究評価計画に基づいて評価を実施し、結果を分科会で決定する。

③評価結果の活用

事後評価結果は、文部科学省の政策評価及び後継の研究開発課題の検討等に活用する。

(4) 追跡評価

①対象課題

事後評価を実施したもののうち、国費投入額が大きい、あるいは、成果が得られるまでに時間がかかる課題等について対象を選定して実施する。

②評価の流れ

分野別委員会が研究評価計画に基づいて評価を実施し、結果を分科会で決定する。

③評価結果の活用

追跡評価結果は、研究開発の成果の波及効果や副次的効果を把握するとともに、過去に実施した評価の妥当性を検証し、より良い研究開発施策の形成等に適切に反映するために活用する。

2. 評価の進め方

(1) 研究評価計画の策定

分野別委員会は、研究開発の特性に応じて適切な評価を行うため当該年度の研究評価計画を策定する。なお、同計画の策定においては以下の点を明確にする。

① 評価対象課題名

- ・ 当該年度に事前、中間、事後評価の対象となる全ての課題名
- ・ 当該年度の中間、事後評価の対象ではない課題の中間、事後評価の実施時期

② 評価票の様式

- ・ 評価票は課題毎にA4用紙1枚程度にまとめることとし、別添様式を参考に課題の特性等に応じて策定

③ 評価実施日程

(2) 評価の実施

① 分野別委員会における評価の実施

- ・ 重要課題³の達成に必要となる個々の課題について評価を実施し、評価結果（案）を作成する。評価結果（案）は、所定の評価票にポイントを絞り簡潔明瞭にまとめる。
- ・ 重要課題の達成に向けた個々の課題の意義、課題間の相互関係、位置付け等を簡潔に示す施策のふかん図を重要課題毎に作成する。作成に当たっては、当該年度の評価対象課題のみならず、それ以外の課題についても可能な限り記載し、各課題の位置付けを明確にする。

② 分科会における評価の実施

- ・ 分科会では、重要課題の達成に向けて各課題が有する意義、内容、必要性、進捗状況、他の課題との相互関係等とともに評価結果（案）について主に施策のふかん図を用いて分野別委員会から報告を受け、それを基に審議し、評価結果を決定する。

3. 留意事項

(1) 利害関係者の範囲

評価を実施するに当たっては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」にのっとり、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価に加わらないようにする。分野別委員会では、各課題の趣旨や性格に応じてあらかじめ利害関係となる範囲を明確に定めることとする。

また、分科会で評価結果を決定するに当たっては、以下のいずれかに該当する委員は、当該課題の評価に加わらないこととする。

- ① 評価対象課題に参画している者
- ② 被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にある者
- ③ 利害関係を有すると自ら判断する者
- ④ 分科会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者

(2) 評価に係る負担軽減

評価を実施するに当たっては、合理的な方法により、可能な限り作業負担の軽減に努める。

(3) 課題の予算規模の明示

事前、中間評価の際は、原則として対象課題の総額、及び単年度概算要求額を明示することに努め、評価の検討に資するものとする。

(4) 分野別委員会の所掌に属さない課題の評価

分野別委員会の所掌に属さない課題の評価については、事前、中間、事後評価の

³ 第4期科学技術基本計画を踏まえて設定されるものをいう

際に、必要な専門家から組織される評価委員会を分科会に設置し、当該評価委員会において評価を実施することを基本とする。なお、同一課題に関する一連の評価に際しては、関連する以前の評価委員会のメンバーをできる限り複数含めるよう留意する。

4. その他

評価の実施に当たって、その他必要となる事項については別途定めるものとする。

研究計画・評価分科会における審議の効率化について

「研究計画・評価分科会における評価の実施について」の「4. その他」において、評価を進めるに当たって別途定めることとされている事項、及び、評価に係る審議を含めた研究計画・評価分科会（以下分科会）における審議全般を効果的・効率的に進めるために定めるべき事項を次の通り定めることとする。

（1）評価結果（案）の事前配付

分野別委員会が取りまとめる評価結果（案）は、原則として、遅くとも分科会開催の7日前までに分科会の委員及び臨時委員に配付する。

（2）部会からの報告案件について

研究計画・評価分科会運営規則第3条第6項に基づく部会からの報告案件については、状況に応じ、資料配付により報告に代えることができるものとする。

（3）議題の分散・平滑化

審議時期に制約のない議題については、議題の集中する概算要求前の分科会での取扱いを避けることにより、議題の分散等を図る。

第7期 科学技術・学術審議会 組織図

(ただし、傘下は研究計画・評価分科と学術分科会のみ)

(平成25年4月17日現在)

